

写

23町監第60号の2
2023年12月 8日

町田市議会議長 戸塚正人様
町田市長 石阪丈一様

町田市監査委員 小泉めぐみ
同 古川健太郎
同 佐藤和彦
同 白川哲也

2023年財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定による監査並びに同条第1項、第2項及び第5項の規定による主管部課の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果の報告書を提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知願います。

2023年財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査並びに同条第1項、第2項及び第5項の規定による主管部課の監査

なお、本監査は町田市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の対象

2022年度（必要に応じて2023年度及び2021年度以前を含む。）に執行された次表に掲げる事務

団体名称	対象事務（財政援助等の区分）	主管部課
株式会社 町田まちづくり公社 （町田市外郭団体）	株式会社町田まちづくり公社の事業に係る 出納その他の事務（出資）	経済観光部 産業政策課
	中心市街地空き店舗等利用促進事業補助金 に係る出納その他の事務（補助金交付）	
	町田市文化交流センターの管理に係る出納 その他の事務（公の施設の指定管理）	
社会福祉法人貴静会	町田市保育所等整備事業補助金に係る出納 その他の事務（補助金交付）	子ども生活部 子育て推進課

（注）外郭団体とは、市が資本金等の出資や出えんをしている法人であって、出資等の割合が4分の1以上の団体又は市が財政的援助及び人的援助を行うことによりその運営に多大な影響を及ぼしている団体をいう。外郭団体は、市の出資等の割合が2分の1以上である監理団体とそれ以外の基本情報公表団体に区分される。

3 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次表のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点
(1) 出資（出えん）目的に沿った事業運営が行われないリスク	ア 出資（出えん）による権利は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか
	イ 定款（寄附行為）並びに経理規程等諸規程は整備されているか
	ウ 設立目的（出えん目的）に沿った事業運営が行われているか
	エ 市は、事業の効果及び履行の確認を報告書等により行っているか
(2) 出資（出えん）団体としての経理並びに補助金及び指定管理料に係る経理が適正に処理されないリスク	ア 出資（出えん）団体としての経理並びに補助金及び指定管理料に係る経理は適正に行われているか
	イ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正に行われ、

	領収書類の整備、保存は適切になされているか
	ウ 会計処理上の責任体制は確立されているか
	エ 決算諸表等は法令等に準拠して作成され、事業成績、財政状況は適正に表示されているか
	オ 資金の運用及び財産管理は適切か、また、経費節減は図られているか
(3) 補助金の交付目的が達成されないリスク	ア 補助金の交付申請、実績報告は適正に行われているか
	イ 補助対象事業は、計画に従って実施され、十分効果が上げられているか
	ウ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか
	エ 市は、補助金の効果及び履行の確認を、実績報告書等により行っているか
(4) 市が不正・不要な支出を行うリスク	ア 補助金及び指定管理料の額の算定、支出の方法、時期、手続等は適正か
(5) 施設の設置目的に沿った運営が行われないリスク	ア 施設は関係法令(条例を含む。)の定めるところにより適正に管理運営されているか
	イ 協定等に基づく義務の履行は適正に行われているか
	ウ 市は、管理業務の履行の確認を報告書等により行っているか

4 監査の実施内容

出納関係帳簿、関係書類の閲覧、証ひょう等の突合を行ったほか、対象団体及び主管部課の職員に対して質問を行った。

5 監査の期間及び実施場所

2023年7月28日から2023年11月27日まで町田市庁舎、ぽっぽ町田及び子どもの森ゆうぱーく保育園で監査を実施した。

6 監査の結果

監査を実施したところ、事務がおおむね適正に執行されていることを確認した。

なお、一部の改善、検討を要すると思料される事項について、町田市監査基準第14条に基づき、株式会社町田まちづくり公社及び対象部の長から弁明、見解等を聴取したので、指摘及び意見を以下に述べる。

【指摘】とは、是正・改善を必要とする事項であり、【意見】とは、改善の検討を要望する事項である。

(1) 株式会社町田まちづくり公社（出資、補助金交付及び公の施設の指定管理）

＜団体の概要＞

団体の名称	株式会社町田まちづくり公社
設立年月日	1999年4月8日
所在地	町田市原町田四丁目10番20号
設立根拠法令	会社法、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律
資本金	4,032,200,000円 (うち町田市出資金2,350,000,000円)
設立目的	町田市中心市街地の活性化、ひいては町田市の一層の発展を図るために、来街者にやさしいまちづくりを進めていき、市街地の整備改善及び商業等の活性化を目指す。
事業内容	1 駐車場事業 2 賃貸事業 3 各種イベント事業

＜経営成績及び財政状態＞

(単位：円)

項目	2021年度	2022年度	増減額
経常収益	461,695,127	527,997,102	66,301,975
経常費用	475,902,255	516,319,664	40,417,409
経常損益	△14,207,128	11,677,438	25,884,566
当期損益	△10,921,908	7,034,623	17,956,531
資産合計	4,407,596,028	4,426,140,586	18,544,558
負債合計	125,045,266	136,555,201	11,509,935
純資産合計	4,282,550,762	4,289,585,385	7,034,623

＜補助金等交付額、指定管理料及び委託料の推移＞

(単位：円)

	2019年度 (決算額)	2020年度 (決算額)	2021年度 (決算額)	2022年度 (決算額)	2023年度 (予算額)
補助金・交付金・負担金	0	7,642,742	4,662,632	25,000,000	0
指定管理料	3,736,278	1,390,000	0	7,535,000	8,572,000
民間交番セーフティボックス スバルビア運営業務委託	12,882,984	11,420,150	12,633,150	12,832,050	10,259,000
プラザ町田普通財産管理業 務委託	8,217,510	8,611,900	8,492,000	8,492,000	9,333,000

(注) 表中の金額は、全て税込みである。

<補助金の概要>

補助金の名称	中心市街地空き店舗等利用促進事業補助金
補助金交付要領	中心市街地空き店舗等利用促進事業補助金交付要領
制 定 年 月 日	2022年4月1日
補 助 目 的	町田駅周辺が「商都町田」として活気あるまちであり続けるために、コロナ禍でも開業に向けたチャレンジをする事業者を支援するため、町田駅周辺の中心市街地の空き店舗等に出店する事業者に対し、開業に要する資金の補助を実施し、中心市街地の空き店舗等の利用を促進することで、賑わいと交流に溢れるまちづくりを推進することを目的とする。
補助対象事業	補助目的に規定する事業のうち、株式会社町田まちづくり公社が「町田市中心市街地まちづくり計画」の対象エリアにおいて行う事業
補助対象経費	補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費 1 事業者補助費及びその支払に必要な手数料 2 人件費 3 旅費 4 消耗品費 5 光熱水費 6 印刷製本費 7 通信運搬費 8 委託料 9 使用料及び賃借料 10 上記1から9までに掲げるもののほか、市長が必要と認める経費
補助金の交付額	補助対象経費に係る実支出額のうち、市長が必要と認める額
補助金交付額 (2022年度)	25,000,000円

(注) 中心市街地空き店舗等利用促進事業補助金は、2022年度における単年度の補助金である。

<指定管理の概要>

公の施設の名称	町田市文化交流センター
根拠条例	町田市文化交流センター条例
施設の設置目的	市民に地域交流の場及び文化活動その他の活動の場を提供することにより、市民の文化活動の普及及び中心市街地への来訪の促進を図り、もって文化の振興及び中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。
事業内容	センターの施設及び附属設備の貸出しに関するもののほか、施設の設置目的を達成するために必要な事業
指定管理者が行う業務	1 町田市文化交流センターの利用に関する業務（案内、受付、料金徴収、設営、撤収等） 2 施設及び設備の維持管理に関する業務（清掃、保守点検、設備管理、警備等） 3 その他業務（事故・災害時の対応、事業報告書の作成等） 4 自主事業に関する業務（ソーシャルダンスパーティーの開催、ケータリングサービスの実施等）
指定管理者制度の導入年月日	2008年5月30日
指定期間	2021年4月1日～2026年3月31日
指定管理料（2022年度）	7,535,000円

<主要事業の実績>

事業実施状況	2021年度	2022年度
町田市文化交流センター稼働率	34.9%	45.8%

（注）町田市公表の外郭団体基本情報から引用

株式会社町田まちづくり公社

【指摘】内部統制システムの整備の決定及びその有効性の検証については、会社法及び会社法施行規則にのっとり、適正に行うべきもの

会社法第362条第5項では、大会社である取締役会設置会社においては、取締役会は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備について決定しなければならないと定めている。会社法施行規則第118条第2号では、内部統制システムの整備の決定の内容及び運用状況の概要を事業報告の内容としなければならないと定め、同規則第129条第1項第5号では、監査役は、監

査報告において、内部統制システムの内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由を記載しなければならないと定めている。

市の監理団体である株式会社町田まちづくり公社の貸借対照表、損益計算書及び事業報告に係る関係書類の閲覧並びに担当職員への質問を行ったところ、次の事象が見受けられた。

(1) 株式会社町田まちづくり公社の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針の策定などの内部統制システムの整備について決定がされておらず、その決定の内容及び運用状況の概要について事業報告に表示されていなかった。また監査役による内部統制システムの整備の決定の内容及び運用状況の監査が実施されていなかった。

(2) 2023年2月の預金利息の入金取引について、処理がされておらず、貸借対照表及び損益計算書が適正に作成されていなかった。

株式会社町田まちづくり公社によれば、内部統制システムの整備を義務付ける会社法等の改正を認識していなかったため、取締役会における内部統制システムの整備の決定及び事業報告への表示は行っておらず、監査役による内部統制システムの整備の決定の内容及び運用状況に関する監査についても実施していないとのことであった。また、貸借対照表及び損益計算書については、社内規程で定めた現金、預貯金の取引に関する照合や月末の残高確認が行われず、監査の過程においても確認がされないなど、組織的なチェック体制が機能していなかった結果、適正に作成できなかったとのことであった。

取締役会における内部統制システムの整備の決定は、大会社に対して、事業活動に関わる法令等を遵守し、業務の有効性及び効率性を高め、財務報告の信頼性を確保しつつ、資産を保全する必要性から義務付けられているものである。そして、内部統制システムの整備の決定の内容及び運用状況の概要を事業報告の内容とするのは、監査役による監査等の対象とし、株主総会に提出することにより、内部統制システムの有効性を監視、検証する仕組みを構築し、業務の適正な執行を図るためである。

株式会社町田まちづくり公社は、会社法及び会社法施行規則にのっとり、速やかに内部統制システムの整備について決定し、その有効性について適宜検証を行うべきである。

(注) 大会社とは、資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の会社をいう(会社法第2条第6号)。

経済観光部産業政策課

【指摘】監理団体に対する指導監督については、町田市外郭団体の指導監督に関する要綱にのっとり、適正に行うべきもの

町田市外郭団体の指導監督に関する要綱第5及び第6では、監理団体に対する指導監督は、市の行政の補完又は代替機能が確実に果たされるよう、主管部長は、事業報告及び決算報告に関し、組織の運営体制が適切であるか等に留意して行うと定めている。

市の監理団体である株式会社町田まちづくり公社の貸借対照表、損益計算書及び事業報告に係る関係書類の閲覧並びに担当職員への質問を行ったところ、株式会社町田まちづくり公社において、内部統制システムの整備の決定及びその有効性の検証が行われていなかった。

主管部課によれば、内部統制システムの整備を義務付ける会社法等の改正を認識していなかったため、内部統制システムに関する整備について指導監督を行っていなかったとのことであった。

市は、外郭団体の経営が適正かつ健全に行われていることを確認し、市民に説明する責任があり、監理団体に対する指導監督は、団体の事業運営状況を把握するとともに、組織の運営体制の適正性や経営状況の健全性を確保し、市の行政の補完又は代替機能が確実に果たされるよう行うものである。

主管部課は、町田市外郭団体の指導監督に関する要綱にのっとり、株式会社町田まちづくり公社が会社法及び会社法施行規則を遵守し、内部統制システムを速やかに整備するとともに業務の適正化が図られるよう、適正に指導監督を行うべきである。

(2) 町田市保育所等整備事業補助金（補助金交付）

<補助金の概要>

補助金交付団体 (2022年度)	社会福祉法人貴静会
補助金交付要綱	町田市保育所等整備事業補助金交付要綱
制定年月日	2011年4月1日
直近の 改正年月日	2023年3月31日
補助目的	保育所等、保育所機能部分及び小規模保育事業所の整備に要する経費の一部を補助することにより、市内の待機児童の解消の促進を図り、もって児童の福祉の向上に寄与することを目的とする。
補助対象事業	保育所等、保育所機能部分及び小規模保育事業所に関する創設、増改築、増築、改築又は大規模修繕を行う事業
補助対象経費	国の保育所等整備交付金交付要綱別表1-1から別表1-6までの算定基準に掲げる経費
補助金の交付額	国の保育所等整備交付金交付要綱及び東京都の待機児童解消区市町村支援事業補助要綱の定めるところにより、市長が別に定める額
補助金交付額 (2022年度)	313,232,000円

<補助金交付額の推移>

(単位:円)

	2019年度 (決算額)	2020年度 (決算額)	2021年度 (決算額)	2022年度 (決算額)	2023年度 (予算額)
補助金交付額	133,069,000	481,503,000	43,253,000	313,232,000	145,950,000

子ども生活部子育て推進課

【指摘】補助事業の成果の調査については、補助金等の予算の執行に関する規則にのっとり、補助事業の内容の変更を確実に把握するための体制を整備し、適正に行うべきもの

補助金等の予算の執行に関する規則（以下「規則」という。）第5条第1項では、補助金等の交付の申請をしようとする者は、補助事業等の内容、交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎等を記載した申請書に必要書類を添えて、市長に提出しなければならないと定め、規則第6条第1項では、市長は、補助金等の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査等により、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等の

交付の決定をしなければならないと定めている。

規則第16条第1項では、補助事業者等は、補助事業等が完了したとき、当該補助事業等の成果を記載した実績報告書に関係書類を添えて、市長に報告しなければならないと定め、規則第17条では、市長は、実績報告書の提出を受けた場合は、当該実績報告書の審査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定しなければならないと定めている。

町田市保育所等整備事業補助金に係る関係書類の閲覧を行ったところ、交付決定後、契約変更に伴い補助事業の内容の一部が変更されていたが、補助事業者から提出された実績報告書には当該変更内容が反映されておらず、実際に履行された補助事業の内容と異なる実績報告書に基づき審査が行われていた。

主管部課によれば、補助事業の内容の変更があった場合、補助事業完了前に報告を求めておらず、補助事業完了後に補助事業者が提出する実績報告書により実際に履行された補助事業を確認しているが、提出された実績報告書には当該補助事業の一部の内容の変更が記載されておらず、記載されていなかった変更については、把握していないとのことであった。

また、補助事業の内容の変更があった場合の実績報告書の記載の必要性について、補助事業者に対し文書等により明確に指示していないとのことであった。

実績報告書に記載されていなかった補助事業の内容の変更については把握しておらず、実際に履行された補助事業の内容と異なる実績報告書に基づき審査を行っていたとのことであるが、実績報告書及び関係書類は、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかを調査し、交付すべき補助金の額の確定の基礎となるものである。

実際に履行した補助事業及びそれに基づく実支出は補助金の額の算出の基礎であることから、市は補助金交付の適正性を確保するため、交付決定した内容からの変更について、当該変更の必要性、補助事業の成果への影響等を把握し、検証しなければならない。そして、市は補助事業者に対して、補助事業の内容の変更があった場合の実績報告書の記載の必要性について文書等により明確に指示する等により、補助事業の内容の変更を確実に把握するための体制を整備する必要がある。

主管部課は、規則にのっとり、補助事業の内容の変更を確実に把握するための体制を整備するとともに、補助事業の変更の必要性、補助事業の成果への影響等を把握し、検証することにより、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかの調査を適正に行うべきである。

なお、今回の補助金の交付額の算定については、交付額の上限となる基準額と実支出額を比較して、いずれか少ない方の額を交付額としている。補助事業の内容の変更に伴い、交付決定された補助事業の一部が履行されていないが、履行されなかった内容に相当する額を控除しても、実支出額が交付額の上限となる基準額を上回るため、結果として補助金交付額に影響はない。